

函館大学学則

第一章 総 則

(目的および使命)

第1条 函館大学は、北海道道南の学術の中心として広く知識を授けると共に商業および経済に関する高度の学芸を教育研究し、北海道開発および産業の興隆並びに文化の発展に役立つ専門的職業教育を施すことを目的とし、知・情・意の高度にして円満なる人格の持主としての職業人を養成することを使命とする。

2. 前項の目的および使命を達成するため、本学はその教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。
3. 前項の点検および評価の実施に関する事項は、別に定める。

第1条の2 前条の目的達成のために次の学科を設置し、教育研究上の目的を以下のとおり定める。

1. 商学科

広くビジネスに関連する専門の学芸を教育研究し、豊かな人間性を備えた幅広い職業人を養成する。

2. 英語国際ビジネス学科

国際的ビジネス及びビジネス英語に関連する専門の学芸を教育研究し、豊かな人間性を備えた幅広い職業人を養成する。

第二章 学部、学科、収容定員および修業年限

(学部・学科および収容定員)

第2条 本学において設置する学部、学科およびその収容定員は、次のとおりとする。

商学部・商学科・入学定員 150名・収容定員 600名

商学部・英語国際ビジネス学科・入学定員 50名・収容定員 200名

(修業年限)

第3条 本学の修業年限を4年とする。ただし、在学期間は8年を超えることができない。

第三章 学年、学期および休業日

(学年)

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を分けて次の二期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 本学における休業日を次のとおり定める。

1. 日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する休日

1. 学園創立記念日 9月19日

- | | |
|----------|----------------|
| 1. 夏季休業日 | 8月1日から9月23日まで |
| 1. 冬季休業日 | 12月16日から1月8日まで |
| 1. 春季休業日 | 3月1日から3月31日まで |

2. 前項の規定にかかわらず学長は臨時に休業日を設け、または休業日を変更することができる。

(授業日時数)

第7条 授業日時数は試験等の日時を含め、年間35週、210日とする。

第四章 教育課程

(開設科目およびその単位数)

第8条 本学において開設する一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、日本語等科目（日本語科目および日本学科目）専門教育科目およびその単位数は商学科においては別表Ⅰの1、英語国際ビジネス学科においては別表Ⅰの2のとおりとする。

(教職に関する専門教育科目および関連教育科目)

第9条 前条に定めるもののほか、教育職員免許状を取得する者のため教職に関する専門教育科目および関連教育科目をおく。開講科目および単位数は、別表Ⅱのとおりとする。

第五章 履修の方法、学習の評価および卒業認定

(履修の方法)

第10条 本学に4年以上在学し、一般教育科目については、人文・自然の2分野を含め20単位以上および教養ゼミナール（S. L.）または特設演習科目を含め計24単位以上、外国語科目については4単位以上、保健体育科目については、講義2単位、実技1単位、計3単位以上、専門教育科目については商学科にあっては専門ゼミナールⅢまたは卒業研究、英語国際ビジネス学科にあっては専門ゼミナールⅡまたは英語特別演習Ⅱを含め62単位以上、合計124単位以上履修しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず外国人留学生（本学において教育を受ける目的をもって入学し、本学に入学した外国人留学生をいう、以下同じ）にあっては、第8条に定める日本語等科目の履修単位をもって前項の規定によって履修すべき一般教育科目、外国語科目および保健体育科目の内の体育講義の、いずれかの単位に代えることができる。
3. 第1項の規定にかかわらず2年次編入学生にあっては、入学時本学が認定する単位に別表Ⅰの3に定める外国語選択必修科目2単位および専門教育科目64単位を加え、124単位以上を、2年次編入学生（外国人留学生）にあっては、入学時本学が認定する単位及び専門教育科目50単位を加え、124単位以上を履修しなければならない。また、第1項の規定にかかわらず3年次編入学生にあっては、入学時本学が認定する単位に別表Ⅰの3に定める外国語選択必修科目2単位および専門教育科目44単位を加え、124単位以上を、3年次編入学生（外国人留学生）にあっては、入学時本学が認定する単位および専門教育科目34単位を加え、124単位以上を履修しなければならない。ただし、他大学等で取得した単位の一部を本学の開設科目の単位として認めることがある。

ただし、他大学等で取得した単位の一部を開設科目の単位として認めることがある。

4. 教職課程において、高等学校一種免許状「商業」を取得する者には、別に定めるところに従い「商業」の必修科目および選択科目を、高等学校教諭一種免許状「情報」を取得する者

にあつては、別に定めるところに従い「情報」の必修科目および選択科目を、中学校教諭一種免許状「英語」あるいは高等学校教諭一種免許状「英語」を取得する者にあつては、別に定めるところに従い「英語」の必修科目および選択科目を、中学校教諭一種免許状「社会」あるいは高等学校教諭一種免許状「公民」を取得する者にあつては、別に定めるところに従い「社会」、「公民」の必修科目および選択科目をそれぞれ履修し、単位を取得しなければならない。

5. 他学科の開設科目の履修については別途定める。
6. 他の大学等の開設科目の履修については別途定める。

(受講科目の登録)

第11条 学生は当該年度において履修すべき授業科目を毎年度初めの一定期間内に登録しなければならない。ただし、編入学生（外国人留学生）にあつては、毎年度初めまたは学期の初めの一定期間に登録しなければならない。

2. 前項に定める以外の授業科目を履修し、単位を取得することはできない。

(単位の認定)

第12条 各科目の履修を修了した者には認定のうえ単位を与える。

2. 単位の認定は、科目試験等により行う。

(入学者の既修得単位の認定)

第12条の2 新たに本学の第1年次に入学した学生が他の大学または短期大学において修得した単位については、当該単位を本学において履修修得したものと認定することができる。ただし、この認定に関連して修業年限の短縮は行なわない。

2. 前項により認定しうる単位は、第12条の3による認定単位と合わせて60単位を超えないものとする。
3. この規定に定める認定に必要な事項は、別に定める。

(単位の互換)

第12条の3 教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学との協議にもとづき、学生に当該大学または短期大学の授業科目を履修させることができる。

2. 学生が前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を第12条の2による認定単位と合わせて60単位を限度として、本学において修得した単位とみなすことができる。
3. 前二項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。

(試験等の時期)

第13条 試験等の時期は、原則として期末とするが、授業科目の担当者が必要と認めた時は臨時にこれを行うことができる。

(試験等の受験資格)

第14条 当該科目の履修について年度当初に登録していない者は試験を受けることはできない。

(追試験)

第15条 不可抗力により期末における科目試験を受験できなかった学生に対しては、本人の申告により別に定めるところに従い当該科目について追試験を行うことができる。

(再試験)

第 16 条 3 年次（隔年開講科目受講者）および 4 年次の学年末に 1 回限り、再試験を行うことができる。

2. 再試験の実施に関する事項は別に定める。

(学習の評価)

第 17 条 試験等の評価は優・良・可・不可をもって表わし、可以上を合格とする。

(単位の計算方法)

第 18 条 各科目に対する単位の計算方法は次のとおりとする。

但し、各授業科目に対する単位数は 1 単位の履修時間を教室内および教室外を合わせて 45 時間とし、次の基準によって計算する。

1. 講義については 1 時間の講義に対し、教室外における 2 時間の準備、または学習を必要とすることを考慮し、毎週 1 時間 15 週の講義をもって 1 単位とする。
2. 演習については 2 時間の演習に対し、1 時間の準備を必要とすることを考慮し、毎週 2 時間 15 週の演習をもって 1 単位とする。1 時間の演習に対し、2 時間の準備を必要とすることを考慮すべき科目は、毎週 1 時間 15 週の演習をもって 1 単位とする。
3. 実験実習および体育実技については毎週 3 時間 15 週の実験実習および実技をもって 1 単位とする。

(卒業の要件)

第 19 条 本学を卒業するためには、4 年以上在学し、第 10 条に規程する単位を取得しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず外国人留学生にあつては、第 10 条第 2 項の規定を前項に定める卒業の要件に準用する。
3. 第 1 項の規定にかかわらず編入学生にあつては本学を卒業するためには、入学前の既修得単位を卒業条件として認定し、本学入学後第 10 条第 3 項に規定する単位を加え合計 124 単位以上を取得しなければならない。

(学位授与)

第 20 条 前条に定める課程を修めた者には卒業を認め、学士（商学）の学位を授与する。

(卒業の延期)

第 20 条の 2 学則第 19 条に定める卒業の要件を充足する者が、卒業の延期を希望するときは、学長に願い出その許可を得なければならない。

2. 卒業の延期に関する取扱いは別に定める。

(資格の取得)

第 21 条 教育職員免許状を得ようとする者は教職教育センターに登録し、第 19 条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法および同法施行規則に定める科目、および単位を取得しなければならない。（詳細は別表による）

2. 本学において取得できる教員免許状は、次のとおりとする。

(1) 商学科

高等学校教諭 1 種免許状「商業」

高等学校教諭 1種免許状「情報」

中学校教諭 1種免許状「社会」

高等学校教諭 1種免許状「公民」

(2) 英語国際ビジネス学科

中学校教諭 1種免許状「英語」

高等学校教諭 1種免許状「英語」

3. 教科に関する科目の一部については、他学科の開設科目を履修することが出来る。

第21条の2 社会福祉士の受験資格を得ようとする者の取り扱いは別に定める。

第六章 入学、転学科、退学、転学および休学

(入学の時期)

第22条 入学の時期は毎学年の初めとする。ただし、編入学生（外国人留学生）にあつては、学期の初めとすることができる。

(入学資格)

第23条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当し、かつ本学における選考に合格した者とする。

1. 高等学校を卒業した者
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
3. 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者または、これに準ずる者で文部大臣の指定した者
4. 文部大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
5. 文部大臣の指定した者
6. 大学入学資格検定規定(昭和26年文部省令第13号)により文部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
7. その他本学において、相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学検定料)

第24条 本学に入学を志願する者は本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

但し、入学検定料については別表Ⅲによる。

2. すでに納めた入学検定料はこれを返還しない。
3. 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。

(再入学)

第25条 願いにより本学を退学した者が、退学後4年以内に再入学を希望するときは選考のうえ相当学年に入学を許可することがある。

2. 退学期間は、第3条の在学期間に算入する。
3. 再入学後の授業料は、再入学を許可された学年に相当する再入学年度の額とする。

(編入学)

第 26 条 他の大学等から編入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考のうえ入学を許可することがある。

2. 前項により本学に編入学を許可された者は、他大学等で取得した単位の全部または一部を本学の単位として認めることがある。この認定は教授会の議を経て学長が行う。
3. 編入学の場合の入学検定料は別表Ⅲによる。その他の必要な手続きは別に定める。

(入学に関する手続等)

第 27 条 本学に入学を許可された者は指定の期間内に入学金その他の学費および、本学の指定する書類を提出しなければならない。

2. 前項の手続を怠った者は入学許可を取り消すものとする。

(保証人)

第 28 条 入学を許可された者は保証人を定め本学の指定する期間内に届出なければならない。

2. 保証人は学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。
3. 保証人は父母または成年の親族とし、独立の生計を営む者とする。
4. 保証人が死亡またはその他の事由によってその責務を尽し得ないときには新たに保証人を定め、直ちに届出なければならない。

(転学科)

第 28 条の 2 本学の学生で他の学科に転学科しようとする者については、学科に欠員がある場合に限り、転学科を許可することができる。転学科を希望する者は、教授会の議を経て学長の許可を得なければならない。

2. 転学科に関して必要な事項は別途定める。

(退学)

第 29 条 退学しようとする者はその事由を詳記し、保証人連署のうえ、学長に願い出その許可を得なければならない。

(転学)

第 30 条 他の大学へ転学を希望する者は、保証人連署のうえ学長に願い出その許可を得なければならない。

(留学)

第 30 条の 2 学則第 12 条の 3 の規定にもとづく外国の大学または短期大学に留学しようとする者は、学長に願い出てその許可を得なければならない。

2. 前項により留学した期間は第 3 条および第 10 条ならびに第 19 条の修業年限および在学期間に算入する。

(休学)

第 31 条 疾病その他やむを得ない事情により引き続き 3 カ月以上修学できないときは、その事由を記し、保証人連署のうえ、学長に願い出その許可を得て休学することができる。

2. 疾病を事由とする休学願には、医師の診断書を添付しなければならない。
3. 休学期間は、通算 2 年以内とし第 3 条の在学期間に算入しない。

(復学)

第 32 条 休学期間満了のとき、または休学期間内でもその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第 33 条 次の各号の 1 に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

1. 第 3 条に規定する在学年限を超えた者
2. 死亡または行方不明の者
3. 疾病その他の事由で成業の見込みがないと認められた者
4. 授業料の納付を 4 カ月以上怠った者

第七章 授業料、入学金、その他の費用

(入学金・その他の学費)

第 34 条 入学金、授業料、施設設備費、在籍基本料は、別表Ⅲのとおりとし、納入時期、納入方法等必要な事項は別に定める。

(本学に 4 年を超えて在学する場合の授業料、施設設備費、在籍基本料)

第 34 条の 2 本学に 4 年を超えて在学する場合、及び、学則第 20 条の 2 により卒業の延期を許可された場合の授業料は別表Ⅲの②を適用し、当該年度の履修開始までに納入するものとする。この場合において施設設備費はこれを徴収しない。

(退学等の場合の授業料、施設設備費、在籍基本料)

第 35 条 退学した者、転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者、または停学中の者は当該期の授業料、施設設備費、在籍基本料を納入しなければならない。

(休学の場合の授業料、施設設備費、在籍基本料)

第 36 条 休学中の学生については、その休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料、施設設備費、在籍基本料はこれを徴収しない。

(その他の費用)

第 37 条 入学金、授業料、施設設備費、在籍基本料の他に、実験実習費およびその他教育に必要な費用を徴収することがある。

(学費の猶予)

第 38 条 学費の支払いが困難な学生に対しては、学費の全部若しくは、一部の徴収を当該年度に限り猶予することがある。

2. 前項の規定により学費の猶予をうけるべき学生は每期これを定める。

(授業料、施設設備費、在籍基本料の不還付)

第 39 条 既納の授業料、施設設備費等納付金は還付しない。但し、退学および休学等に限り在籍期分を超えて支払われた授業料、施設設備費、在籍基本料等納付金は本人の申し出によりこれを返還する。

第八章 教職員組織

(教職員)

第 40 条 本学に学長・教授・准教授・専任講師・助教・助手・事務職員等の職員を置く。但し、必要に応じて副学長、学部長を置くことができる。

(教職員の職務)

第 41 条 教授および准教授等の職務内容は、次の各号のとおりである。

1. 教授は、専攻分野について、教育上、研究上、又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
2. 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上、又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
3. 専任講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
4. 助教は、専攻分野について、教育上、研究上、又は実務上の知識、能力及び実績を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
5. 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(教員組織)

第 41 条の 2 本学は、教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じて、必要な教員を置く。

2. 本学は、教育研究の実施に当たり教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるよう教員組織を編成する。

第九章 教授会

(教授会)

第 42 条 本学に重要な事項を審議するため教授会を置く。

(教授会の構成)

第 43 条 教授会は、学長・副学長・学部長・教授・准教授・専任講師・助教を以て組織する。

(教授会の招集等)

第 44 条 学長は教授会を招集し、その議長となる。但し、学長に事故あるときは副学長が議長となる。

但し、学長・副学長ともに事故あるときは学部長が議長となる。学部長とともに事故あるときは、あらかじめ学長が指名した教授が議長となる。

2. 学長は教授会の構成員の 3 分の 1 以上から議題を示し要求があった時は、要求のあった日から 2 週間以内にこれを召集しなければならない。

(教授会の開催)

第 45 条 教授会は構成員の 3 分の 2 以上出席しなければ開催する事が出来ない。

2. 教授会の議事は出席員の過半数を以て決し、学長の承認を経て成立する。
3. 教授会の審議した事項にして、著しく学校法人の経理に関係あるものはその実施については理事会の議を経るものとする。

(教授会の審議事項)

第 46 条 教授会においては次の事項を審議する。

1. 学長候補者の選出に関する事項
2. 教育課程および授業に関する事項
3. 学則および学内諸規定に関する事項
4. 学生の入学、退学、転学、休学、除籍および卒業に関する事項

5. 学生の厚生補導に関する事項
6. 学生の賞罰に関する事項
7. 教員の研究等に関する事項
8. 教育および研究の状況について行う点検および評価の実施に関する事項
9. 教員の任免、昇格、分限、懲戒、服務に関する事項
10. 機構の改廃に関する事項
11. その他、教育研究上必要と思われる重要事項

第十章 聴講生、科目等履修生、特別科目等履修生、外国人学生

(聴講生)

第 47 条 本学において特定の授業科目を聴講することを希望する者があるときは、別に定めるところに従い聴講生として許可することがある。

2. 聴講料は別表Ⅲのとおりとし、当該科目を受講する当初に一括して納付するものとする。

(科目等履修生)

第 47 条の 2 本学において特定の授業科目を履修することを希望する者があるときは、別に定めるところに従い科目等履修生として許可することがある。

2. 科目等履修生の授業料は別表Ⅲのとおりとし、当該科目を履修する当初に一括して納付するものとする。
3. 科目等履修生は第 12 条に従って認定したうえ単位を授与する。

(特別科目等履修生)

第 47 条の 3 本学と他の大学等との協定に基づき、特定の授業科目を履修することを希望する者があるときは、別に定めるところに従い特別科目等履修生として許可することがある。

2. 特別科目等履修生の授業料等は別表Ⅲのとおりとし、当該科目を履修する当初に一括して納付するものとする。
3. 特別科目等履修生は第 12 条に従って認定した上で単位を授与する。

(外国人学生)

第 48 条 外国人で本学に入学を希望する者は、教授会で選考のうえ入学を許可する。

第十一章 賞 罰

(表彰)

第 49 条 学業成績および人物優秀な学生または他の業績の優秀な学生に対して、学長は教授会の議を経て表彰することができる。

2. 学業成績および人物優秀で特待生として表彰された者に対しては、当該学年の授業料の 2 分の 1 を免除する。

(罰則)

第 50 条 本学の学則に違反し、または本学の学生としてあるまじき行為があったときは、学長は教授会の議を経て懲戒する。

2. 前項の懲戒は退学、無期停学、有期停学、戒告、譴責とする。
3. 前項の退学は次の各号の 1 に該当する学生に対して行う。

1. 性行不良で改善の見込みがないと認められた者

2. 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
3. 正当の理由がなくて出席常でない者
4. 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第十二章 公開講座

(公開講座の開設)

第 51 条 本学において必要があると認めるときは、公開講座を設けることがある。

第十三章 附属施設

(図書館)

第 52 条 本学に附属図書館を置く。

2. 図書館に関し必要な事項は別に定める。

(研究所)

第 53 条 本学に函館大学北海道産業開発研究所並びに函館大学経営研究所を置く。

2. 前項の研究所に関し必要な事項は別に定める。

(教職教育センター)

第 53 条の 2 本学に教職教育センターを置く。

2. 前項の教職教育センターに関し必要な事項は別に定める。

(キャリア開発センター)

第 53 条の 2 本学にキャリア開発センターを置く。

3. 前項のキャリア開発センターに関し必要な事項は別に定める。

(学生寮)

第 54 条 本学に学生寮を置く。

2. 学生寮に関し必要な事項は別に定める。

付 則

1. この学則は教授会および野又学園理事会の議を経て変更できる。
2. この学則は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。
3. この学則の全面改正は、昭和 47 年 7 月 1 日から施行する。
4. この学則の一部改正（第 6 条、第 18 条、第 23 条、第 26 条）は昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。
5. この学則の一部改正（別表Ⅱ教育課程、別表Ⅲ入学金、授業料、その他の学納金）は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行し、昭和 51 年度入学者から適用する。
6. この学則の一部改正（別表Ⅲ入学金、授業料、その他の学納金）は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行し、昭和 52 年度入学者から適用する。
7. この学則の一部改正（別表Ⅲ入学金、授業料、その他の学納金）は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行し、昭和 53 年度入学者から適用する。
8. この学則の一部改正（別表Ⅲ入学金、授業料、その他の学納金）は、昭和 54 年 4 月 1 日から施

- 行し、昭和 54 年度入学者から適用する。
9. この学則の一部改正（別表Ⅲ入学金、授業料、その他の学納金）は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行し、昭和 55 年度入学者から適用する。
 10. この学則の一部改正（第 46 条）は、昭和 55 年 11 月 5 日から施行する。
 11. この学則の一部改正（第 15 条、第 16 条、第 21 条、第 47 条、第 49 条）は昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
 12. この学則の一部改正（別表Ⅰ・Ⅱ教育課程、別表Ⅲ入学金、授業料、その他の学納金）は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行し、昭和 56 年度入学者から適用する。
 13. この学則の一部改正（第 16 条、第 23 条、第 43 条）は昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
 14. この学則の一部改正（別表Ⅲ入学金、授業料、その他の学納金）は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行し、昭和 57 年度入学者から適用する。
 15. この学則の一部改正（第 10 条、第 23 条、別表Ⅰ教育課程）は昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
 16. この学則の一部改正（第 31 条、別表Ⅲ入学金、授業料、その他の学納金）は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行し、昭和 58 年度入学者から適用する。
 17. この学則の一部改正（第 12 条の 2 を規定）は昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
 18. この学則の一部改正（別表Ⅲ入学金、授業料、その他の学納金）は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行し、昭和 59 年度入学者から適用する。
 19. この学則の一部改正（第 12 条の 3、第 26 条、第 54 条）は昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
 20. この学則の一部改正（別表Ⅲ入学金、授業料、その他の学納金）は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行し、昭和 60 年度入学者から適用する。
 21. この学則の一部改正（別表Ⅲ入学金、授業料、その他の学納金）は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行し、昭和 61 年度入学者から適用する。
 22. この学則の一部改正（第 10 条、第 12 条の 2 第 20 項、第 16 条、第 19 条、第 30 条の 2、第 30 条の 2 第 2 項、別表Ⅰ教育課程、別表Ⅱ教育課程）は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。ただし、昭和 62 年 3 月 31 日に 4 年次に在籍し、引続き、昭和 62 年 4 月 1 日以降も在籍する者、および昭和 62 年 3 月 31 日以前に退学し、昭和 62 年 4 月 1 日以降 4 年次に再入学を許可された者に対する第 8 条、第 10 条、第 19 条、別表Ⅰの適用は、原則として従前の学則による。
 23. この学則の一部改正（別表Ⅲ入学金、授業料、その他の学納金）は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行し、昭和 62 年度入学者から適用する。
 24. この学則の一部改正（第 9 条、第 21 条、別表Ⅰ、別表Ⅱ）は、平成 2 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 年度入学生から適用する。平成 2 年度前に本学に入学し、引き続き本学に在学する者に対しては、従前の学則によるものとし、その他の者に対する取扱いは、教育職員免許法等関係法令の定めるところによるものとする。
 25. この学則の一部改正（第 34 条、第 36 条、第 37 条、別表Ⅲ、入学金、その他の学納金）は、平成 2 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 年度入学生から適用する。
なお、平成 2 年 3 月 31 日以前に入学した者の学納金についても、施設設備費、維持費を授業料に統合して一本化する。ただし、納付金総額は、従前どおりとする。

26. この学則の一部改正（第 49 条の 2）は、平成 2 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 年度入学生から適用する。
ただし、平成 2 年 3 月 31 日以前に入学した者に対しては、従前の授業料の額を免除する。
27. この学則の一部改正（別表 I 教育課程、別表 III 入学金・授業料その他の学納金）は、平成 3 年 4 月 1 日から施行し、平成 3 年度入学生から適用する。
28. この学則の一部改正（第 6 条）は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
29. この学則の一部改正（第 20 条）は、平成 4 年 3 月 16 日から施行する。
30. この学則の一部改正（第 2 条、別表 I 教育課程、別表 III 入学金・授業料・その他の学納金）は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし平成 4 年 3 月 31 日以前に入学した者に対する学納金は従前の学則による。なお、第 2 条の規定にかかわらず、平成 4 年度から平成 11 年度までの間の入学定員は 300 名とする。
31. この学則の一部改正（第 23 条、別表 I 教育課程表、別表 III 入学金・授業料・その他の学納金）は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 23 条は平成 3 年 11 月 14 日から適用する。なお、平成 5 年 3 月 31 日以前に入学した者に対する学納金は従前の学則による。
32. この学則の一部改正（第 12 条、別表 I 教育課程表、別表 III 入学金・授業料・その他の学納金）は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成 6 年 3 月 31 日以前に入学した者に対する学納金は従前の学則による。
33. この学則の一部改正（第 1 条、別表 I 教育課程表、別表 III 入学金・授業料・その他の学納金）は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成 7 年 3 月 31 日以前に入学した者に対する学納金は従前の学則による。
34. この学則の一部改正（別表 III 入学金・授業料・その他の学納金）は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成 8 年 3 月 31 日以前に入学した者に対する学納金は従前の学則による。
35. この学則の一部改正（別表 III 入学金・授業料・その他の学納金）は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成 9 年 3 月 31 日以前に入学した者に対する学納金は従前の学則による。
36. この学則の一部改正（別表 I 教育課程表）は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
37. この学則の一部改正（第 8 条、第 10 条、第 19 条、別表 I 教育課程表）は、平成 11 年 1 月 1 日から施行する。
38. この学則の一部改正（第 10 条、第 19 条）は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
39. この学則の一部改正（第 12 条の 2、第 12 条の 3、第 47 条の 2、別表 I 教育課程、別表 III 入学金・授業料・その他の学納金）は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし平成 12 年 3 月 31 日以前に入学した者に対する学納金は従前の学則による。
40. この学則の一部改正（第 2 条）は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
41. この学則の一部改正（第 21 条、別表 II）は、平成 12 年 4 月 1 日から施行し、平成 12 年度入学生から適用する。平成 12 年度以前に本学に入学し、引き続き本学に在学する者に対しては、従前の学則によるものとし、その他の者に対する取扱いは、教育職員免許法等関係法令の定めるところによるものとする。

42. この学則の一部改正（第1条）は、平成12年4月1日から施行する。
43. この学則の一部改正（第10条の4、第21条の2、別表Ⅰ、別表Ⅱ）は平成13年4月1日から施行する。ただし、教職課程に関して、入学年度及び免許状による適用の取扱いは下表のとおりとし、その他の者に対する取扱いは、教育職員免許法等関係法令の定めるところによるものとする。

状 入学年度	免許 「商業」	「情報」
平成9年度以前	平成12年4月1日以前の学則適用	平成13年4月1日改正の学則適用外
平成10年度	平成12年4月1日以前の学則適用	平成13年4月1日改正の学則適用
平成11年度	平成12年4月1日以前の学則適用	平成13年4月1日改正の学則適用
平成12年度以降	平成12年4月1日改正の学則適用	平成13年4月1日改正の学則適用
編入学生	編入した学年に該当する学則適用	編入した学年に該当する学則適用

44. この学則の一部改正（第6条）は、平成13年4月1日から施行する。
45. この学則の一部改正〔第10条、第19条、別表Ⅰ（必修科目、科目区分）〕は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度入学生から適用する。ただし、平成12年度入学生については、本学に4年以上在学し、一般教育科目については、人文・社会・自然の3分野にわたり26単位以上および教養ゼミナール（S・L）、経済学、法学の計36単位以上、外国語科目については、第一外国語8単位、第二外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目については、講義2単位、実技2単位、計4単位、専門教育科目については、専門ゼミナールⅠ、専門ゼミナールⅡ、専門ゼミナールⅢ、商学総論、簿記原理、経営学総論、情報科学概論、原書講読を含め72単位以上、合計124単位以上履修しなければならない。また、平成12年度以前に本学に入学し、引き続き本学に在学する学生に対しては、専門教育科目として開設される経済学をもって一般教育科目の経済学に充当し、外国語科目として開設される原書講読をもって専門教育科目の原書講読に充当し、英会話Ⅰ、英会話Ⅱ、ロシア語Ⅰ、ロシア語Ⅱを専門教育科目の単位に参入する。平成11年度以前に本学に入学し、引き続き本学に在学する学生に対しては、教養ゼミナール（S・L）をもって教養ゼミナール（S・L）Ⅰに充当する。
46. この学則の一部改正〔第18条、第25条、別表Ⅰ（開設科目）〕は、平成13年4月1日から施行する。
47. この学則の一部改正〔第16条、第20条の2、第34条の2、別表Ⅲ②〕は、平成14年2月1日から施行する。

48. この学則の一部改正〔第 10 条第 4 項、第 21 条の 2、別表 I、別表 II〕は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、教職課程に関して、入学年度及び免許状による適用の取扱いは下表のとおりとし、その他の者に対する取扱いは、教育職員免許法等関係法令の定めるところによるものとする。

免許状 入学年度	「商業」	「情報」	「英語」
平成 9 年度以前	平成 12 年 4 月 1 日以前の学則適用	平成 15 年 4 月 1 日改正の学則適用外	平成 15 年 4 月 1 日改正の学則適用外
平成 10 年度	平成 12 年 4 月 1 日以前の学則適用	平成 15 年 4 月 1 日改正の学則適用	平成 15 年 4 月 1 日改正の学則適用外
平成 11 年度	平成 12 年 4 月 1 日以前の学則適用	平成 15 年 4 月 1 日改正の学則適用	平成 15 年 4 月 1 日改正の学則適用
平成 12 年度以降	平成 15 年 4 月 1 日改正の学則適用	平成 15 年 4 月 1 日改正の学則適用	平成 15 年 4 月 1 日改正の学則適用
編入学生	平成 15 年 4 月 1 日改正の学則適用	平成 15 年 4 月 1 日改正の学則適用	平成 15 年 4 月 1 日改正の学則適用

49. この学則の一部改正（第 10 条第 3 項、第 11 条、第 22 条、別表 I の 2）は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、適用は平成 15 年度以降の編入学生、また平成 14 年度編入学生に遡及するものとし、それ以前の編入学生にあつては従前の学則とする

50. この学則の一部改正（第 2 条）は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。なお、第 2 条の規定にかかわらず、平成 16 年度から平成 18 年度までの収容定員を以下のとおりとする。

平成 16 年度収容定員 1,100 名

平成 17 年度収容定員 1,000 名

平成 18 年度収容定員 900 名

51. この学則の一部改正（第 34 条の 2、別表 III ②及び(2)）は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

52. この学則の一部改正（第 53 条の 2）は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

53. この学則の一部改正（第 16 条第 1 項）は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

54. この学則の一部改正（第 21 条第 1 項）は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年度入学生から適用とし、平成 15 年度以前に入学した者は従前の学則による。

55. この学則の一部改正(第 36 条、第 39 条)は平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

56. この学則の一部改正（第 2 条、第 21 条）は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年度入学生以前の学生については、従前の学則による。ただし、平成 17 年度から平成 19 年度における商学部・商学科の収容定員数は、第 2 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

平成 17 年度 950 名 平成 18 年度 800 名 平成 19 年度 650 名

57. この学則の一部改正（第 8 条、第 10 条、第 28 条の 2、別表 1 の 2）は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度入学生から適用する。

58. この学則の一部改正（別表 I の 2）は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度入学生から適用する。

59. この学則の一部改正（別表 III）は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

60. この学則の一部改正（別表 I の 1 商学科）は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度

入学生から適用する。

61. この学則の一部改正（第 28 条第 1 項、同条第 3 項、第 29 条、第 30 条）は平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 18 年度入学生から適用する
62. この学則の一部改正（第 10 条第 6 項、第 47 条の 3、別表Ⅲ）は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
63. この学則の一部改正（別表Ⅰの 1 商学科）は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度生に遡及し適用する。
64. この学則の一部改正（第 53 条の 3、第 53 条の 3 第 2 項）は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
65. この学則の一部改正（第 19 条）は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
66. この学則の一部改正（第 40 条、41 条、41 条の 2、43 条、46 条）は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
67. この学則の一部改正（別表Ⅰの 1、別表Ⅰの 2）は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
68. この学則の一部改正（学則第 34 条及び別表Ⅲ、第 34 条の 2、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 39 条）は平成 19 年 7 月 1 日から施行する。ただし、平成 20 年 3 月 31 日以前に入学したものに對する学納金は従前の学則による。
69. この学則の一部改正（第 1 条第 1 項、第 1 条の 2）は平成 20 年 4 月 1 日から施行する
70. この学則の一部改正(第 10 条第 4 項、第 21 条第 2 項、別表Ⅰの 1、別表Ⅰの 2、別表Ⅱ)は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
71. この学則の一部改正（第 40 条、43 条、44 条の 1）は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
72. この学則の一部改正（第 21 条の 2、別表Ⅰの 1、別表Ⅰの 2、別表Ⅱ）は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
73. この学則の一部改正（中学社会および高校公民の教職課程追加に関する事項：第 10 条第 4 項、第 21 条第 2 項、別表Ⅰの 1、別表Ⅱ）は平成 19 年度以降の入学者に適用する。